

第1回匝瑳市公的介護施設等整備事業者選定委員会 会議録

日 時	平成28年6月28日(火) 午後3時30分～午後4時00分
場 所	市民ふれあいセンター 第1会議室
出席者	<p>委 員：塚本優委員長(高齢者支援課長)          大木進一副委員長(福祉課長)          佐藤雅美委員(都市整備課長)          鎌形廣行委員(介護保険運営協議会委員)          伊藤稔委員(介護保険運営協議会委員)</p> <p>事務局：山崎利男副主幹、江波戸淳主査、石橋直紀副主査(高齢者支援課)</p>
議 事 (要旨)	<p><b>議題</b></p> <p>匝瑳市介護老人福祉施設(広域型特別養護老人ホーム)整備運営事業者公募要領(案)及び審査基準(案)について</p> <p><b>結果</b></p> <p>原案のとおり決定された。</p> <p><b>会議録</b></p> <p>資料1「匝瑳市介護老人福祉施設(広域型特別養護老人ホーム)整備運営事業者公募要領(案)」及び資料2「匝瑳市介護老人福祉施設(広域型特別養護老人ホーム)整備運営事業者審査基準(案)」について、事務局から説明を行った。</p> <p>&lt;主な質疑及び意見&gt;</p> <p><b>委員</b></p> <p>資料1の2ページ、応募要件(2)イの「ユニット型と従来型多床室をそれぞれ30床以上」と「ショートステイ20床を併設」の部分について、詳細な説明をお願いしたい。</p> <p><b>事務局</b></p> <p>それぞれ30床以上という部分については、例えばユニット型を30床整備する場合は、従来型多床室を70床整備するというように、合計で定員の100床を整備していただくという意味である。また、ショートステイについては、広域型特別養護老人ホーム100床とは別に20床を併設して整備していただくという意味である。</p> <p><b>委員</b></p> <p>「ユニット型」と「従来型多床室」とはどのようなものか具体的に説明をお願いしたい。</p> <p><b>事務局</b></p> <p>「ユニット型」とは、少人数のグループを1つのユニット(生活単位)と</p>

して区分けし、1ユニットごとに専用の個室と共同生活室等が設けられている施設である。また、「従来型多床室」とは4人程度の相部屋のことで、プライバシーに配慮してベッド間は間仕切り等で仕切られることとなる。

**委員**

入所者が支払う料金については、今回の提出書類の中でわかるようになっているか。

**事務局**

事業計画書（様式6）の中に「居住費等の設定」という項目があり、居住費、食費等について記載していただくことになっている。

**委員**

資料1の7ページ、その他（2）中の「法」とは何を指しているのか。

**事務局**

介護保険法を指している。1ページの公募概要の中で略称規定を置いている。

**委員**

県補助金は市を経由して事業者に交付されるのか。

**事務局**

今回は広域型施設なので、県から事業者に直接交付されることとなる。